

古平町あいらんど広場指定管理者の募集要項

古平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成17年条例第23号)第2条第1項の規定に基づき、次に掲げる施設の指定管理者を募集する。

1 施設の概要

施設の名称	古平町あいらんど広場(パークゴルフ場)
施設の所在地	古平郡古平町大字浜町711番地
施設の設置目的	町民の福祉向上、健康の維持増進及びスポーツの振興とふれあい交流の促進を図ることを目的とする。

2 申請資格

- (1) 団体であること。(法人格の有無は問わない。)
- (2) 団体役員(法人でない場合は、その代表者)のうち、次の事項のいずれかに該当するものがいる団体であること。
 - ① 施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者。
 - ② 破産者で復権を得ないもの。
 - ③ 古平町における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 破産手続き開始の決定を受けていない法人又は精算法人でない法人であること。
- (4) 国税、地方税に未納税額がない団体であること。(団体名義で課税されているすべての税目に未納がないこと。)
- (5) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、古平町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されたことがある場合は、3年以上を経過した団体であること。
- (6) 古平町における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団、または同項第4号に規定する暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体でないこと。

3 申請期間等

- (1) 申請期間
令和7年12月24日(水)から令和8年1月23日(金)まで(土、日曜日及び祝日を除く)
- (2) 申請書受付時間
午前8時45分から午後5時30分まで
- (3) 募集要項等配布期間
令和7年12月24日(水)から令和8年1月9日(金)まで
- (4) 応募者説明会
令和8年1月9日(金) 午前10時 古平町複合施設かなえーる内 3階中ホール
- (5) 質問受付期間
令和7年12月24日(水)から令和8年1月9日まで(金)まで
- (6) 質問回答日
令和8年1月16日(金)(全応募者に全質問に対する回答書送付)

4 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補の選定に当たっては、選定を公正かつ適正に行うために選定委員会を設置し次に掲げる選定基準に照らして総合的に審査し選定するものとする。

(2) 選定基準

- ① 町民の平等な利用が確保されること。
- ② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること。
- ③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人数、資産その他の能力を有していること。
- ④ 収支計画の内容が、施設経費の縮減が図られるものであること。
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、町長が施設の性質又は目的に応じて定める基準。

5 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(1年間)

6 施設の収支及び利用状況

別添のとおり(令和5年度から令和7年度の3年間利用状況と支出経費内訳)

7 管理の基準及び業務の範囲

別添「古平町あいらんど広場指定管理者の仕様書」のとおり

8 利用料金

指定管理者は、古平町あいらんど広場設置条例第10条の規定に基づき、利用料金の額を条例の範囲内で自らの責任において決定し、自らの収入とすること。ただし、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

9 申請書類

(1) 申請書(第1号様式)

(2) 申請資格を有している書類

- ① 法人登記簿謄本
- ② 団体規約、代表者の身分証明書(非法人の場合)
- ③ 資格申立書(参考様式1)
- ④ 未納税額のないことの証明書(申請1ヶ月以内の発行されたもの)

(3) 業務計画書(参考様式2)

(4) 収支計画書(参考様式3)

(5) 団体の財務の状況を示す書類

- ① 全事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
- ② 前事業年度の貸借対照表(作成している場合のみ)
- ③ 事業報告書(作成している場合のみ)

10 申請書類の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送すること。

(2) 提出先

問合せ先と同じ。

(3) 提出部数

提出部数は、すべて正本1部、副本1部の2部とする。なお、提出書類の規格は、既製のパンフレット等を除き、すべてA4版縦とする。

11 指定管理者の決定

指定管理者の候補者として選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を古平町議会に提案し、議決後に指定管理者として指定するものとする。

指定に当たっては、指定団体の文書で通知するとともに古平町公告式条例(昭和25年条例14号)の定めるところにより告示する。

12 協定の締結

指定の議決後に協定を締結するものとする。

13 その他

- (1) 申請に係る費用は応募者負担とし、提出された書類は返却しないこととする。
- (2) 申請の撤回及び申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認めない。
- (3) 必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聴き取り調査を行うこととする。
- (4) 申請書類及び選定の結果については、公表する場合がある。

14 問い合わせ先

〒046-0192

古平郡古平町大字浜町50番地 古平町複合施設かなえーる内
古平町役場総合政策課産業連携室商工観光係

TEL:0135-48-9840

FAX:0135-42-3583

E-mail:shoukankou@town.furubira.lg.jp